

## 指定障害福祉サービス事業所のみなさまへ

### 「障害福祉サービス費等の請求に関する送信票」の取扱いについて

令和5年5月26日

現在、指定障害福祉サービス事業所のみなさまからインターネット請求時にFAXで提出いただいている「障害福祉サービス費等の請求に関する送信票」（以下「送信票」）の取扱いについて、指定障害福祉サービス事業所の事務負担軽減と本会のデジタル化に向けた取組の一環として、令和5年6月以降、送信票の提出を不要といたします。

- つきましては、インターネット請求によるデータ送信後は必ず送信結果を受信いただき、送信データが到達していることをご確認ください。  
（ファイル数・ファイル名・明細件数に誤りがないか、ご確認ください。）
  - 一旦送信したデータを取り消して、正しいデータを再度送信する場合は、電子請求受付システムで送信の状態が「取下げ済み」となっていることを確認してください。「取下げ済み」が承認される前にデータを送信してしまうと、再送信した訂正後のデータがエラーとなりますので、ご注意ください。
- ※ 送信結果の表示・詳しい操作方法については、ご利用の電子請求受付システムの取扱説明書等をご確認ください。

宮城県国民健康保険団体連合会

介護保険課 苦情相談係

TEL: 022-290-2100

<https://www.miyagi-kokuho.or.jp>